

各団体の長 殿

鳥取労働局長



夏季における年次有給休暇の取得促進について

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和5年に65.3%と前年より3.2ポイント上昇し、昨年に引き続き過去最高を更新したものの、依然として政府目標である70%とは乖離があります。

また、労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正により、年休の取得については、平成31年4月から、全ての企業において年10日以上付与される労働者に対し、年5日の確実な取得が求められました。

一方、導入が広がっている計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年休の計画的付与制度^(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度^(※2)は、働き方・休み方の改善を図るためにも効果的な取組です。

このため厚生労働省では、この夏における年休の取得促進の気運を醸成するため、リーフレット及びポスター（以下「リーフレット等」という。）を活用した広報や労使に対する働きかけ等を行っていくことといたしました。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のリーフレット等を掲示していただくとともに、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知に御協力のほどお願いします。

なお、リーフレット等を以下に掲載していますので、併せて御活用いただくとともに、紙媒体の配布による周知を行うに当たり追加でリーフレットが必要な場合は、当室より送付させていただくので、下記担当までご連絡ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」コンテンツ

○年次有給休暇取得促進特設サイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(※1) 年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

(担当) 鳥取労働局 雇用環境・均等室
TEL:0857-29-1709 (指導担当)

(文例)



**もっと自分らしい
働き方
休み方**

Refresh!

**年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方を
見直しましょう**

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。